

徳島県個人情報保護審査会答申第144号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 個人情報開示請求

令和2年11月5日、審査請求人は、徳島県個人情報保護条例（平成14年徳島県条例第43号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「〇〇〇と県とNPO法人〇〇〇とかわした関係書類全部 県土整備部〇〇」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和2年11月19日、実施機関は、本件請求に係る保有個人情報は「文書が不存在であるため」として条例第20条第3項の規定により請求拒否決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和2年12月2日、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

令和4年3月28日、実施機関は、条例第42条の規定に基づき、徳島県個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件審査請求について諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

県の枉法行為を確認したため。

2 審査請求の理由

条例第20条第3項の規定により次のとおり開示拒否と決定したが、県は、あるべき書類、少なくとも5年前に開示した（個人情報及び公開した資料及び協議した資料があるので）資料等を出せ。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件決定の理由については次のとおりである。

本件請求は、審査請求人が県及び〇〇〇と協議した書類に関する開示請求である。県が審査請求人及び〇〇〇と協議し、文書を作成したという事実はなく、当該請求に係る情報は不存在である。このため、実施機関は当該請求について、条例第20条第3項の規定により拒否決定をしたものである。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件決定の妥当性について

実施機関は、本件請求に係る個人情報を保有していないと主張しているため、以下、実施機関が行った本件決定の妥当性について検討を行うこととする。

(1) 本件請求に係る保有個人情報について

本件請求に係る個人情報開示請求書の記述によると、本件請求に係る保有個人情報は、審査請求人が所属するNPO法人〇〇〇と〇〇〇と県とがかわした書類であると解される。

(2) 本件請求に係る保有個人情報の保有の有無について

実施機関によると、審査請求人及び〇〇〇との協議はしておらず、文書を作成したという事実もないとのことである。

以上により、本件請求に係る個人情報は作成したという事実はなく不存在である、とする実施機関の説明に、特段、不合理な点はなく、本件請求に係る保有個人情報について、不存在であるとして行った実施機関の決定は妥当である。

2 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
令和4年 3月28日	諮問
同 年10月21日	審議 (第145回審査会)
同 年11月25日	審議 (第146回審査会)

徳島県個人情報保護審査会委員名簿

(50音順)

氏 名	職 業 等	備 考
岩 田 晴 美	四国大学生生活科学部教授	
遠 藤 理 恵 子	弁護士	会長職務代理者
篠 原 靖 典	徳島文理大学人間生活学部教授	
竹 原 大 輔	弁護士	会長
田 中 里 佳	公認会計士, 税理士	